

市政情報

シリーズ「投票に行こう」 Vol.7

HP

【明るい選挙を推進しよう】編

「明るい選挙」とは、選挙が公正かつ適正に行われ、私たちの意思が政治に正しく反映される選挙のことをいいます。明るい選挙を実現するためには、お金やプレゼントを贈られた候補者に投票したり、義理人情などによって投票する候補者を決めたりするような選挙をなくさなければいけません。

市では丹波市明るい選挙推進協議会を中心に「明るい選挙推進運動」を行っています。この運動は、投票者の意思が正しく政治に反映される選挙をめざすと同時に、国民一人ひとりの政治に対する関心と意義を深めていくものです。選挙に対する正しい知識を身につけてもらうため、高校で講座を開いたり、街頭で広報活動をしています。

今年は、11月20日に市長・市議会議員選挙が行われます。この機会に一人ひとりが「明るい選挙」について考えましょう。



☎ 市選挙管理委員会
(氷上庁舎総務課内) ☎ 82 - 1002

家庭でネット利用ルールを決めよう！

HP

あなたは、こんな経験はありませんか。
☐ 朝起きてすぐスマホをさわっている
☐ 食事中もスマホをさわっている
☐ スマホを持ったまま寝たことがある

ケータイ・スマホは、楽しくてつい利用時間が長くなります。特に子どもはいつの間にか手放せなくなります。家庭内で話し合い、ルールをつくりましょう。

6月に5・6年生向けにネット利用家庭ルールブックを配布しています。巻末にはルールを記載するページもありますので、ぜひ参考にしてください。

☎ 学校教育課（山南庁舎内） ☎ 70 - 0811

丹波版半農半公制度 地域おこし協力隊募集！

HP



農業後継者を育成するため、地域おこし協力隊を募集します。丹波版半農半公制度を適用し、市の非常勤一般職として一定の生活費を得ながら農業に従事できる環境を提供します。期間終了後は、市内で農業の担い手として活躍できるように支援します。

■ 仕事内容 / 農業従事者としての仕事だけでなく、市の職員としての仕事にも従事。週3～4日は、農場などで実習し、週1～2日は、農業に関する事務に携わります。

■ 定員 / 2人

■ 任用期間 / 11月1日（火）～平成29年3月まで
※最長3年間更新することができます

■ 応募資格 / 活動ができる方で、都市地域から丹波市に住民票を異動できる方

※詳しい資格は募集要項を確認してください。

■ 申込期限 / 9月26日（月）まで

☎ 農業振興課（春日庁舎内） ☎ 74 - 1465

印鑑登録証明書の交付には、印鑑登録証が必要です！

HP

印鑑登録証明書の交付には、印鑑登録証のカードが必要です。

市役所市民環境課、各支所の窓口で交付申請書に必要事項（住所・氏名・生年月日）を記入し、印鑑登録証を添えて請求してください。

印鑑登録証を紛失した場合は、紛失届を提出後、再度印鑑を登録します。



☎ 市民環境課（氷上庁舎内） ☎ 82 - 2002

JRでの通勤・通学は 市営駐車場の利用が便利です

HP



「丹波市営駐車場」は、JR各駅の隣接地に整備した駐車場です。月極だけでなく一時利用もできますので、通勤・通学をはじめ、JR福知山線を利用する際に大変便利です。

■ 営業時間 / 24時間（年中無休）

※駐車場の管理は、指定管理者「丹波市デマンド会」が行っています。利用方法や料金、空き状況などについては、丹波市デマンド会へお問い合わせください。空き情報は平成28年8月25日時点のものです。

■ 料金・空き状況一覧表

駐車場名	一時料金		月極料金 (円/月)	空き 状況
	1時間 以内	1時間超 (円/回)		
柏原駅東駐車場	—	—	4,000	空有
柏原駅前駐車場	無料	300	—	—
石生駅西駐車場	無料	300	3,000	空有
黒井駅前駐車場	無料	300	—	—
黒井駅前月極駐車場	—	—	3,000	空有
谷川駅前駐車場	無料	300	—	—
下滝駅前駐車場	無料	300	3,000	空有
市島駅前駐車場	無料	300	3,000	空有
丹波竹田駅前駐車場	無料	300	3,000	空有

☎ 丹波市デマンド会 ☎ 82 - 6644

10月は廃棄物減量月間です！

HP

みなさん、自分が1日にどれくらいのごみを出しているかで存じですか。資源もごみを処理する施設にも限りがあります。環境や自然を守るため、ごみを減らす5Rに取り組んでみませんか。

- ① Refuse（リフューズ）：拒否
買い物にはマイバッグを持参し、レジ袋や不要な包装は断りましょう。
- ② Reduce（リデュース）：発生抑制、減量化
生ごみや捨てる食品を減らしましょう。
- ③ Reuse（リユース）：再使用、再利用
小さくなってしまった服などは、必要な人に

譲りましょう。

④ Repair（リペア）：修理

壊れても、修理して長く使いましょう。

⑤ Recycle（リサイクル）：再資源化、再生利用
適正に分別して排出し、再生利用できるようにしましょう。

1人ひとりの少しの心がけが、大幅なごみの減量につながります。普段からごみを減らすことを意識しましょう。

☎ 環境整備課（丹波市クリーンセンター内）
☎ 78 - 9999

10月は「土地月間」です 正しい届出で土地取引をしましょう

HP



▼ 5,000㎡以上の土地取引は届出が必要です

国土利用計画法に基づき、市内で面積が5,000㎡以上の土地取引をした場合は、届出が必要です。契約を締結した日から2週間以内に、市を経由して知事に届出をしてください。

▼ 土地の買い取りを希望できます

県や市では公有地の拡大の推進に関する法律に基づいて、公共施設などの整備に必要な土地を計画的に取得する、土地の先買い制度を設けています。

なお、10,000㎡（1ha）以上の土地を有償で譲り渡そうとする場合は、土地を譲渡する日の3週間前までに、市への届出が必要です。

☎ 都市住宅課（春日庁舎内） ☎ 74 - 2364